

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	一
○公有水面埋立てのしゅん功認可	一
○保安林の指定施設要件の変更(二件)	二
○道路の区域変更	三
○道路の供用開始(二件)	三
○土地改良区の定款変更の認可	四
選挙管理委員会	四
○政治団体の届出	四
○政治団体の届出事項の異動届	四
○政治団体の解散届	四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	五
○資金管理団体の指定取消し等の届出	七
人事委員会	八
○人事委員会規則四〇(職員任用に関する規則)の一部を改正する規則	八
○人事委員会規則七十四(期末手当)の一部を改正する規則	八
○人事委員会規則七十五(勤勉手当)の一部を改正する規則	八
○人事委員会規則八十五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	九

ページ

○人事委員会規則八十六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則八十七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則十二一〇(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則	一〇
○人事委員会規則十二一一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会規則十三一〇(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則	一一
○人事委員会の権限(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の一部委任	一一

告 示

○宮城県告示第九百八号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二二〇二二二	ゆめの樹 柴田郡柴田町榎木白 幡二丁目四一四	就労移行支援、 就労継続支援A 型	株式会社ゆめの樹	令和元年十月三十一日

○宮城県告示第九百九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

しゅん功認可年月日

令和元年十一月八日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

気仙沼市

三 埋立区域

1 位置

第一種大沢(津谷)漁港区域内

気仙沼市本吉町大沢二一八番の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点から①の地点を結ぶ公有水面との境界線(平成二十八年の秋分の満潮位DL+1.10メートルに地盤の隆起量〇・三〇四メートルを加えたDL+1.500メートル(二センチメートル単位切上げ)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点 基準点コードTR四五八四一一四四二〇一(北緯三八度四七分二八・六〇五〇秒、東経一四一度三二分三五・九八五三秒) から四一度四五分四〇秒二六一・八一メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二八七度四三分五一秒 一一・五五メートルの地点

③の地点 ②の地点から 四六度五七分二七秒 五・〇一メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三三三二度四〇分二八秒 二・五三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 五度一六分一九秒 三・二九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一七度四三分五一秒 二・一五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二七度四一分一七秒 二・八九メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 二一度三〇分二五秒 五・〇一メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 四四度四〇分一六秒 二・三二メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 一二度二八分二三秒 二・九五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 四〇度四四分五七秒 六・六〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 一二八度三八分四七秒 七・九三メートルの地点

3 面積

三〇三・五八平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成三十年十一月二日

宮城県(水整) 指令第六十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

〇宮城県告示第九百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間				変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市谷川浜大谷川道山二一番一地先から 同市谷川浜川原三番一地先まで				前	八・四	一、三三〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				後	三〇・四	一、三三〇・〇	
				前	一三・〇	一、三七〇・〇	
				後	八・四	一、三七〇・〇	

○宮城県告示第九百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	石巻市谷川浜大谷川道山二番一地从先から同市谷川浜川原三番一地从先まで	令和元年十一月十五日

○宮城県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	角田市小田字中島七六番二地从先から同市小田字中島一八番地先まで	令和元年十一月十五日

○宮城県告示第九百十五号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十一月十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和元年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主党宮城第5区総支部	安住 淳	内海 徳治	石巻市南中里四一〇一	令和元年十月十日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上杉政策研究会	大島 裕之	永沼 隼	名取市手倉田字諏訪六〇九一	令和元年十月十日
くまがい克彦後援会	熊谷 克彦	熊谷 良克	名取市本郷字焼野一九七	令和元年十月二十九日
田村ひろし後援会	菊地 幸一	田村 和也	岩沼市押分字西土手六四	令和元年十月二日
町民生活が第一	櫻井 秀雄	櫻井 秀雄	亶理郡亶理町上浜街道一六一三七	令和元年十月二日
沼田健一後援会	沼田 健一	沼田 健一	岩沼市恵み野二一〇一五	令和元年十月二十五日
夢実行市民の会塩竈	勝又 實	大橋 英明	塩釜市新浜町三一〇一七	令和元年七月三十一日

○宮選管告示第四百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和元年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党三本木支部	佐々木賢司	会計責任者の氏名	佐々木伸也	伊東 仁	令和元年九月二十九日
自由民主党太白区支部	佐々木 心	代表者の氏名	佐々木 心	柿沼 敏万	令和元年九月十日

自由民主党21世紀
宮城をつくる会 朝倉 薫
主たる事務 山台市青葉区中
所所在地 山台四一〇一
四一九一二四 令和元年
九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

自由民主党仙台市区
支部連合会 渡辺 博
代表者の氏名 渡辺 博
会計責任者の氏名 横尾 洋子
塚本 勇

（一）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
いしかわ文彦後援会 市川 俊彌 平成三十年六月九日
木村勝好後援会 歳桃 英雄 令和元年十月十五日
この街仙台が好きフォーラム 大泉鉄之助 令和元年九月三十日
佐藤英治後援会 佐藤 英治 令和元年九月十八日
菅原あつし後援会 菅原 厚 令和元年十月十二日
高橋力雄後援会 伊藤 三壽 令和元年九月三十日
細川健也後援会 郷家 貞男 令和元年九月三十日

自由民主党加美町支
部 三浦 英典
主たる事務 加美郡加美町小
所所在地 泉字町屋敷五一
代表者の氏名 三浦 英典
皆川章太郎

○宮選管告示第百四十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
令和元年十一月十五日

（二）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

明日の宮城の農村を
考える会（宮城県土
地改良政治連盟） 伊藤 康志
主たる事務 仙台市若林区荒
所所在地 井南二一三
八 杉一七七一

安部俊三後援会 後藤 直彦
代表者の氏名 後藤 直彦
小池 幸夫 令和元年
十月十六日

大泉のり子後援会 齋藤 英一
主たる事務 名取市名取が丘
所所在地 一八一八二
二一五一四 令和元年
十月二十二日

佐々木賢司後援会 鈴木 健司
主たる事務 大崎市三本木字
所所在地 東浦九一
一 東浦三五一一 令和元年
九月二十九日

佐々木賢司後援会 鈴木 健司
主たる事務 大崎市三本木字
所所在地 東浦三五一一 令和元年
十月三十日

高橋たい子後援会 高橋 哲郎
代表者の氏名 岩間 正弘
齋藤 勝好 令和元年
十月二十七日

電機連合宮城地協政
治活動委員会 石山 光広
代表者の氏名 石山 光広
児玉 健一 令和元年
九月二十七日

○宮選管告示第百四十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。

この街仙台が好きフォーラム 大泉鉄之助
資金管理団体の届出をした者の氏名 大泉鉄之助
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
報告年月日 31.1.11 (1.9.30解散)

収入総額 2,725,146
前年繰越額 989,140
本年収入額 1,736,006
支出総額 2,465,256
本年収入の内訳
個人の党費・会費 (9人) 1,736,000

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

その他の収入 一件十万円未満のもの	6	6	
4 支出の内訳			
経常経費	1,109,513		
備品・消耗品費	256,976		
事務所費	852,537		
政治活動費	1,355,743		
組織活動費	1,355,743		
菅原あつし後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名 菅原 厚			
資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員			
報告年月日 1. 10. 16 (1. 10. 12解散)			
1 収入総額	176,305		
前年繰越額	176,305		
2 支出総額	0		
(その他の政治団体)			
いしかわ文彦後援会			
報告年月日 31. 4. 25 (30. 6. 9解散)			
1 収入総額	2,034,906		
本年収入額	2,034,906		
2 支出総額	2,034,906		
3 本年収入の内訳			
寄附	2,034,906		
個人分	2,034,906		
4 支出の内訳			
経常経費	1,586,086		
備品・消耗品費	131,110		
事務所費	1,454,976		
政治活動費	448,820		
組織活動費	448,820		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
石川文彦	1,004,906		石巻市
石川美恵子	600,000		石巻市
年間五万円以下のもの	430,000		
木村勝好後援会			
報告年月日 1. 10. 24 (1. 10. 15解散)			
1 収入総額	26,607		
前年繰越額	26,607		
2 支出総額	0		
佐藤英治後援会			
報告年月日 31. 4. 5 (1. 9. 18解散)			
1 収入総額	117,611		
前年繰越額	27,611		
本年収入額	90,000		
2 支出総額	103,680		
3 本年収入の内訳			
寄附	90,000		
個人分	90,000		
4 支出の内訳	103,680		
政治活動費	103,680		
機関紙誌の発行その他の事業費	103,680		
宣伝事業費	103,680		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
高橋力雄後援会	90,000		塩竈市
報告年月日 31. 4. 17 (1. 9. 30解散)			
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
細川健也後援会			
報告年月日 1. 10. 4 (1. 9. 30解散)			

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 ○宮城県議会議員第百四十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額目を次のとおり公表する。
 令和元年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 朋 夫
 政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)
 この街仙台が好きフォーラム
 資金管理団体の届出をした者の氏名 大泉鉄之助
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
 報告年月日 1. 10. 10 (1. 9. 30解散)

1 収入総額	1,809,894
前年繰越額	259,890
本年収入額	1,550,004
2 支出総額	1,809,894
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	(8人) 1,550,000
その他の収入	4
一件十万円未満のもの	4
4 支出の内訳	
経常経費	827,364
備品・消耗品費	163,195
事務所費	664,169
政治活動費	982,530
組織活動費	982,530
菅原あつし後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	菅原 厚

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員
 報告年月日 1. 10. 16 (1. 10. 12解散)

1 収入総額	176,305
前年繰越額	176,305
2 支出総額	0
(その他の政治団体)	
木村勝好後援会	
報告年月日 1. 10. 24 (1. 10. 15解散)	
1 収入総額	26,607
前年繰越額	26,607
2 支出総額	26,607
3 支出の内訳	
経常経費	3,147
備品・消耗品費	3,147
政治活動費	23,460
組織活動費	23,460
佐藤英治後援会	
報告年月日 1. 9. 18 (1. 9. 18解散)	
1 収入総額	20,704
前年繰越額	13,931
本年収入額	6,773
2 支出総額	20,704
3 本年収入の内訳	
寄附	6,773
個人分	6,773
4 支出の内訳	
政治活動費	20,704
組織活動費	11,386
機関紙誌の発行その他の事業費	9,318
機関紙誌の発行事業費	9,318
5 寄附の内訳	

〔個人分〕

年間五万円以下のもの

6,773

高橋力雄後援会

報告年月日 1.10.23 (1.9.30解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

細川健也後援会

報告年月日 1.10.4 (1.9.30解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮選管告示第百五十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和元年十一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

大泉鉄之助

この街仙台が好きフォーラム

令和元年九月三十日

菅原 厚

菅原あつし後援会

令和元年十月十二日

人事委員会

人事委員会規則四一〇(職員任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則四一〇一十五

人事委員会規則四一〇(職員任用に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則四一〇(職員任用に関する規則)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条」を「第二十二条の三」に改める。

第三条第一号中「法第二十二條第二項」を「法第二十二條の三第一項」に改める。

第三十五條第一項中「非常勤」を「会計年度任用」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 会計年度任用の職への採用は、その任命の日から起算して一月間は条件付採用とする。第三十七條に次の一項を加える。

4 会計年度任用職員に対する前三項の規定の適用については、第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」とし、第三項中「条件付採用期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第三十八條中「任命権者は」の下に、「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「場合において」を「とき」に改める。

第四十條第一項中「非常勤」を「会計年度任用」に改める。
別表第二第二号(三)中「非常勤」を「会計年度任用」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一十四(期末手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七一十四一三十一

人事委員会規則七一十四(期末手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七一十四(期末手当)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。第二条第一号中「若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」及び「非常勤である者にあつては、法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)に限る。」を削り、同号に次のように加える。

ハ 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員(同条例第四条第十一項及び第七条第七項の規定により期末手当の支給を受ける職員に限る。)

第二条第三号中「(非常勤である者を除く)」を削る。

第四条中「常勤の職員又は短時間勤務職員」を「職員」に改める。

第五条第二項第二号中「から第七号まで」を「又は第六号」に改め、同項第三号中「第一条第一項第十号」を「第一条第一項第九号」に改め、同項第七号中「から第七号まで」を「又は第六号」に改める。

第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2 基準日以前六箇月以内の期間において、次の各号に掲げる会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員が給与条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間においてそれらの職員として在職した期間は、前条第一項の在職期間に算入する。

一 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の者を除く。）

二 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員

3 前二項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。ただし、前項第一号に掲げる職員として在職した期間の算定については、規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）第十八條の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び同条第二号の改正規定中「又は失職」を削る部分は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 令和二年六月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の人事委員会規則七―十四（期末手当）第六條の規定は、この規則の施行日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―十五―三十七

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。第二条第一号中「、若しくは失職し」を削り、同条第二号中「又は失職」及び「（非常勤である者にあつては、法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）」を削り、同条第三号中「（非常勤である者を除く。）」を削る。

第五条第二項第一号中「及び第四号から第六号まで」を「、第四号及び第五号」に改め、同項第二号中「第一条第一項第十号」を「第一条第一項第九号」に改める。

第八条中「第六条第一項及び第三項」を「第六条第一項及び第二項」に、「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、「、規則七―十四（期末手当）第六條第三項中「第一条第一項第六号」とあるのは「規則七―十五（勤勉手当）第一条第一項第五号」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定及び同条第二号の改正規定中「又は失職」を削る部分は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 令和二年六月に支給する勤勉手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則による改正後の人事委員会規則七―十五（勤勉手当）第八條の規則七―十四（期末手当）第六條の規定を準用する規定については、この規則の施行日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八―五―四十三

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二十七号を次のように改める。
二十七 削除

第三十一条第一項中「の四分の三」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者が条例第二十條の規定により定める非常勤職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

第三十一条第三項中「非常勤職員」を「前項」に改め、「休暇について」の下に「必要な事項を」を加える。

別表第三子の項中「五日」を「七日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に承認を受けた改正前の人事委員会規則八一五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第二十二條第一項第二十七号に規定する特別休暇の取扱いについては、なお従前の例による。

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八一六―四十四

人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

第二十九条第一項中「の四分の三」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者が条例第十八條の規定により定める非常勤の学校職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

第二十九条第三項中「非常勤の学校職員」を「前項」に改め、「休暇について」の下に「必要な事項を」を加える。

別表第三子の項中「五日」を「七日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第二十九条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に承認を受けた改正前の人事委員会規則八一六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第二十條第一項第二十七号に規定する特別休暇の取扱いについては、なお従前の例による。

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則八一七―十六

人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一号へを次のように改める。

へ 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員（同条例第四条第十一項及び第七条第七項の規定により期末手当の支給を受ける職員を除く。）として在職した期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和二年六月に支給する期末手当に係る勤務期間に関しては、この規則による改正後の人事委員会規則八一七（職員の育児休業等に関する規則）第四条第一号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則十二一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十二〇一六

人事委員会規則十二〇一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則十二一〇（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二一一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十二一一二十四

人事委員会規則十二一一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則十二一一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則十三一〇一五

人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則
人事委員会は、人事委員会規則十三一〇（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会の権限（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部委任

人事委員会は、人事委員会規則二一一（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）及び人事委員会規則七一四十四（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）に定める人事委員会の権限の一部の委任に関し、次のように決定した。

令和元年十一月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

一 受任者

宮城県人事委員会事務局長

二 委任する権限

(1) 会計年度任用職員給与条例第四条第十二項及び第七条第八項に規定する任命権者との協議に関すること。

(2) 人事委員会規則七一四十四（以下「規則七一四十四」という。）第十二条第一項に規定する人事委員会が定めることとされている事項を定めること。

(3) 規則七一四十四第二十条に規定する人事委員会が認める場合を定めること。

(4) 規則七一四十四第二十一条第三項に規定する特別な事情を定めること。

(5) 規則七一四十四第二十四条に規定する号俸及び職務の級の決定の承認を行うこと。

(6) 規則七一四十四第二十五条に規定する職務の級及び号俸の決定等に係る報告を任命権者に求めること。

(7) 規則七一四十四第二十六条に規定する特別な事情により規則の規定によることのできない場合又は規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合の承認に関すること。

- (8) 規則七―百四十別表第一級別資格基準表の職務の級欄中別に定めることとされている資格基準を定めること。
 - (9) 規則七―百四十別表第一級別資格基準表のイの備考第三項、同表のへの備考第一項、同表のトの備考第二項及び同表のチの備考第二項に規定する経験年数の取扱いを定めること並びに同表のへの備考第二項に規定する職務の級の決定を行うこと。(別表第五初任給基準表のイの備考第三項、同表のへの備考、同表のトの備考第一項及び同表のチの備考第二項において準用する場合を含む。)
 - (10) 規則七―百四十別表第二学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格欄に規定する学歴免許等の資格を承認すること。
 - (11) 規則七―百四十別表第三経験年数換算表の備考第二項に規定する人事委員会が定めるもの及び人事委員会が別に定めることについて定めること。
 - (12) 規則七―百四十別表第四修学年数調整表の備考第五項に規定する修学年数及び調整年数を定めること。
 - (13) 規則七―百四十別表第五初任給基準表のロの備考及び同表のトの備考第二項に規定する初任給欄の号俸を定めること。
- 三 委任の効力の発生する日
令和元年十一月十五日